

POLICE 通信

こんにちは!浦郷警察署です。今月から広報西ノ島の紙面をお借りして、犯罪被害防止や交通事故防止などについて情報発信させていただきます。

今月は「特殊詐欺とその被害防止」についてです。

特殊詐欺というのは、振り込み詐欺や還付金詐欺のように、電話その他の通信手段で直接顔を合わせることなく嘘やでたらめを言って、口座振込やその他の方法で被害者に財物を交付させる犯罪です。

「自分は大丈夫!!」「自分は騙されない!!」と思っても、被害に遭われるケースが後を絶ちません。そこで、浦郷警察署では、町民のみなさまに次の事をお勧めしております。

○ATMでの振込(引出)限度額の設定

口座名義人(本人)がキャッシュカードの利用限度額を金融機関に申請すれば、1日の利用額を低額に設定できます。例えば10万円に設定すると、1日のうちにそれ以上の振込や払い出しはできません。

万が一、被害にあっても限度額の範囲です。この制度は携帯電話を持ってATMに誘導されそうなおそれのある方に特にお勧めです。



○常時留守番電話設定

自宅にかかってくる不審な電話にいつまでも付き合っていたら知らず知らずのうちに騙されてしまいます。電話は常時留守電設定しましょう。

その上で知り合いからの電話なら途中から受話器を取ればいいのです。



どうですか。やってみてはいかがでしょう。

ご近所やご家族にも勧めてみてはいかがでしょう。

浦郷警察署

TEL:6-0121

ラッセルステファンの 「しまシェフレシピ」

ボンジュール!皆さん、こんにちは!西ノ島のしまシェフ、ステファンです。

だんだん涼しくなってきて、過ごしやすい毎日になってきました。

今回は、お肉と野菜の両方を使ったメニューにチャレンジします!ライスと一緒に召し上がるもよし、キャロットムースはおやつにもオススメです!



Sautes de volaille aux curry et mousse de carottes (鶏肉のソテー カレー風味とキャロットムース)

調理時間: 60分

材 料 (4人分)

A. 鶏肉のソテー カレー風味

- ・鶏むね肉 500g
- ・生クリーム 100 ml
- ・コンソメ 小さじ 1
- ・玉ねぎ 1/2 個
- ・カレーパウダー 適量
- ・塩・こしょう
- ・適量水 300ml

B. キャロットムース

- ・にんじん 500g
- ・生クリーム 100 ml
- ・卵 2 個
- ・卵の黄身 1 個分

<作り方>

A. 鶏肉のソテー カレー風味

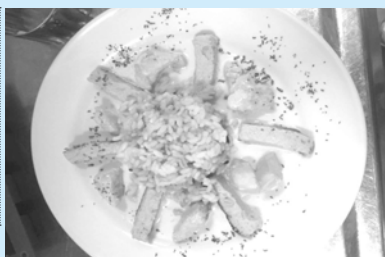
- ①鶏肉を一口大に切る。玉ねぎを大きめのみじん切りにする。
- ②鶏肉を少量の油で炒める。
- ③別のフライパンで玉ねぎを炒め、水とコンソメを入れ煮立たす。
- ④③に生クリームとカレーパウダーを入れ、②を加え弱火で10分ほど煮込む。ソースがとろりとなれば出来上がり。

B. キャロットムース

- ①にんじんの皮を剥き、柔らかくなるまで茹でる。
- ②しっかり水を切り、ハンドミキサーで全卵、黄身、生クリーム、塩・こしょうをなめらかになるまで混ぜ合わせる。
- ③耐熱皿に生地を流し込み160℃のオーブンで25分焼きあげたら出来上がり。

調理道具

- ・フライパン 2 個
- ・ハンドミキサー
- ・オーブン



無料法律相談所の 開設について

弁護士による無料法律相談所を、10月18日（水）午前10時から午後3時まで、松江地方裁判所西郷支部において開設します。

相談の内容は、土地、建物、金銭、交通事故、夫婦、親子、相続など、法律に関することなら何でも構いません。

相談を希望される方は、前もって裁判所に電話で相談の予約が必要となります。裁判所の電話番号は、08512-210005です。

なお、相談希望者が多数の場合は、相談を受けられない場合がありますことをご了承ください。



無料調停相談に 来てみませんか？

夫婦間の問題や遺産相続の争い、消費者金融業者との金銭の貸し借りや商品売買トラブル、交通事故や土地・建物の権利の争いによる揉め事など、様々な問題によりお悩みの方は、左記のとおり調停相談を実施しますので、是非お出かけください。

相談は無料で、秘密は守られます。

日時：10月13日（金）

午前11時～午後4時

場所：黒木公民館

担当者：民事・家事調停委員

問い合わせ先：

松江地方裁判所西郷支部

電話 08512-210005



総務省の行政相談（行政相談委員が開設する相談所のご案内）

総務省の行政相談では、国の役所等の仕事についての相談を受け付け、必要に応じ、公正・中立な立場からあつせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運営の改善に役立てています。

西ノ島町では、総務省が委嘱した行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設し、住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望等を受け付けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にお越し下さい。

日時：10月17日（火）

午前10時～午後12時

場所：浦郷シルバー会館

行政相談委員：小新 芳枝

お問い合わせは、総務省島根行政評価事務所※ 行政相談課

電話 0852-21-3630

※平成29年10月1日に予定されている組織再編により、名称が「島根行政監視・行政相談センター（仮称）」に変更となりますが、電話番号に変更はございません。

隠岐航路運賃助成 対象者証明書について

平成29年4月から開始した隠岐航路・航空路運賃助成事業が10月1日から本格実施され、以下の点が変更になりますのでお知らせいたします。

■住民の方には水色の航路運賃助成対象者証明書が発行されます。島民割引の適用を受けるには切符を購入する際にカードを窓口で提示することが必要となります。カードを忘れた場合は割引が受けられません。ご注意ください。

■既にカードの郵送は完了しています。届いていない場合は役場までお問い合わせください。また、10月1日以降に転入・出生された方は申請により証明書を発行します。

■住民の方が障がい者手帳などをお持ちの場合、障がい者割引があわせて適用されます。カードと障害の程度が記載された手帳を窓口でご提示下さい。

■隠岐空港～出雲空港間の航空機での島民割引の適用を受けるには、別の証明書が必要となりますので、必要の方は役場までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

企画財政課 電話 6-01-05